

平成20年12月10日

社会保障審議会 障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

「 社会保障審議会 障害者部会 報告（案） 」について

1．相談支援事業について

部会報告書案（p7）の

まず、人材の確保については、現在の相談支援従事者研修を更に充実させるなどにより、計画的に人材を養成していくことが必要である

について、

地域生活に係る相談支援の知識と経験を有する相談支援事業所がきわめて少数であることから、

民間非営利団体での地域生活の支援に関する相談支援業務を、相談支援専門員の実務経験に算入する

地域生活に向けた多様なアプローチのなかから本人の希望に適った支援を受けられるように、複数の事業所から利用者が選択できる等、多元的な相談支援体制の仕組みを構築する

などの措置によって、地域生活も念頭に置いて、相談支援を質と量の両面で拡充するべき旨を記載するべき。

2．国庫負担基準の廃止について

部会報告書案（p39）の

各自治体における一人当たりの支給水準のばらつきを解消するためには、国庫負担基準の継続が必要と考えられる

に関連して、

中長期的な課題として、財源確保とともに国庫負担基準を廃止することも視野に入れて検討すべき

旨を記載できないか？

3．基準超過の市町村への財政支援について

部会報告書案（p40）の

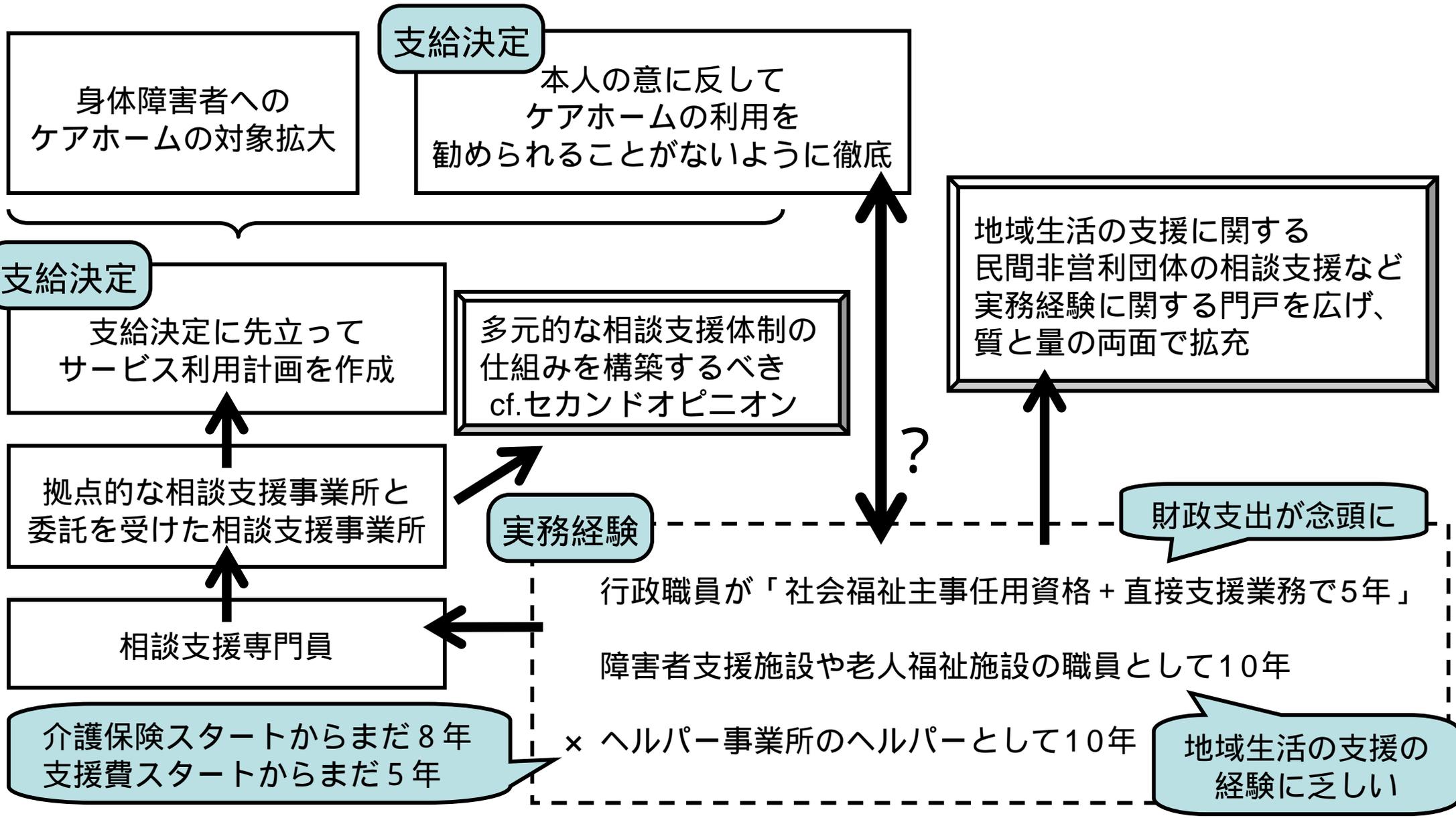
さらに、小規模な市町村において、国庫負担基準の合算額を超えて支給した場合の財政的な支援について検討すべきとの意見があった

に関連して、

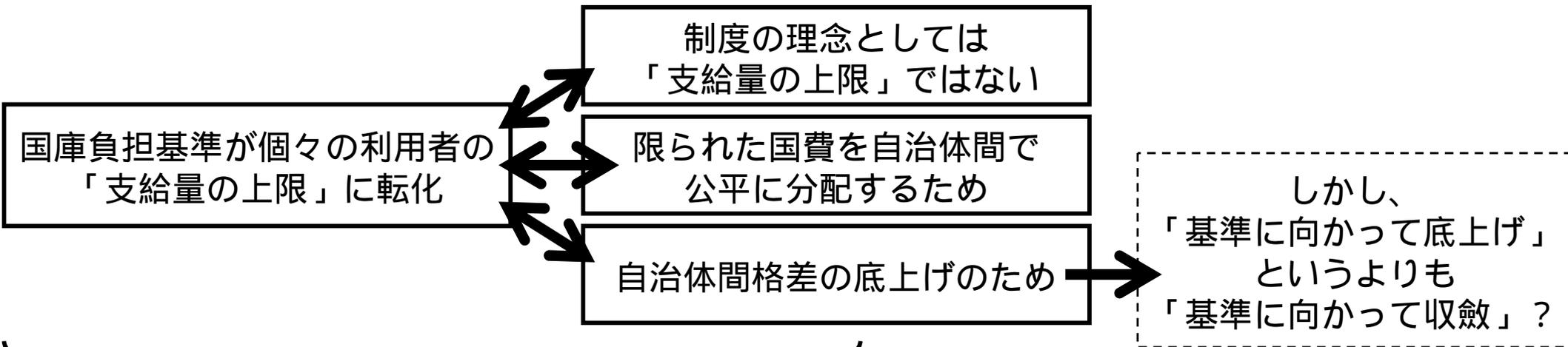
財政的な支援を行うべき

とするべき。

1. 相談支援事業について



2. 国庫負担基準の廃止について



部会報告書において、「中長期的な課題として、財源確保とともに国庫負担基準を廃止することも視野に入れて検討すべき」旨を明記できないか？

3. 基準超過の自治体への財政支援

報告書案において、「さらに、小規模な市町村において、国庫負担基準の合算額を超えて支給した場合の財政的な支援について検討すべきとの意見があった」

→ 「財政支援を行うべき」とすることはできないか？

